

吹田市勤労者福祉共済への加入要件の見直し内容について

従業員間の公平な福利厚生を担保するため、下表のとおり改正する。

区 分				現行	改正案
1 従業員300人 以下	正規従業員	正規従業員		◎	◎
		常勤の役員		○	○
		従業員で役員を兼ねる者		○	○
		事業主と生計を一にしている家族従業員		○	○
		本市以外に勤務する従業員		×	○
		事業主本人		○	○
		正規従業員以外		○	○
期間を定めて雇用された者		×			
9 従業員301人 以上	正規従業員		×	× (注1)	
	正規従業員 以外	常時勤務に服 することを要 しない者	20時間以上/週	◎ (注2)	○
			20時間未満/週	×	
11					

◎は一括加入 ○は任意加入 ×は加入できない

(注1)ただし、従業員数300人以下の時点で加入している場合、引き続き加入可

(注2)事業主が特定退職金共済制度を締結している場合に加入可